



グリーン調達ガイドライン

第2.0版

2023年3月1日 改訂

三菱ロジスネクスト株式会社

【改訂履歴】

	年月日	内容
新規	2015年5月1日	
2.0	2023年3月1日	社名変更および環境方針と環境行動指針を変更

目次

1. はじめに	1
2. 環境方針	2
3. グリーン調達方針	3
3.1 目的	3
3.2 適用範囲	3
4. 取引先様へのお願い事項	3
4.1 全ての取引先様へのお願い事項	3
4.1.1 法令遵守	3
4.1.2 環境管理体制の構築	3
4.1.3 環境負荷低減活動の実施	3
4.2 当社製品に使用する製品・部品等を納入する取引先様へのお願い事項	4
4.2.1 使用禁止化学物質の非含有	4
4.2.2 製品含有物質調査への協力	4
4.2.3 省資源・省エネルギー製品の提供	4

1. はじめに

日頃から、当社の事業活動にご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社では、あらゆる事業活動において、持続的な環境負荷の低減に努めており、地球環境の保全と調和を、経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。

地球環境問題については、近年、社会の一員として、企業に求められる役割や領域が拡大しつつあり、環境に配慮した事業活動がますます重要になっています。

その一環として、当社では、積極的に環境保全活動に取り組んでおられる取引先様から、化学物質の適正使用、生態系の保全、省エネルギー、長寿命、省資源、再生・分解・処理の容易性等を考慮した、環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することを目的として、この「グリーン調達ガイドライン」を作成いたしました。

引き続き、製品のライフサイクルにおいて環境負荷の低減を目指し、また、今後はグローバルなモノづくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献したいと願っております。

取引先の皆様方には、当社の環境理念・方針へのご理解をいただき、今後当社が推進していくグリーン調達へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインについては、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

2. 環境方針

当社では環境方針と環境行動指針を次のように定めております。

【環境方針】

グローバルな視点で地球環境の保全に努め、地域社会の継続的な発展に貢献します

【環境行動指針】

三菱ロジスネクスト株式会社及びその関連会社は、環境方針に基づき、フォークリフト等の産業車両、物流システム及び物流関連商品の開発・製造・販売・サービスを中心とした事業活動において、持続的な環境負荷の低減と社会の環境改善を目指して、次のとおり積極的に活動する。

1. 地球環境の保全と調和を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、社業を通じて、環境保護への取り組みを継続的かつ計画的に進める。
2. 当社の事業活動が環境に与える影響を的確に捉え、環境保護活動を推進するとともに、環境汚染の予防に努める。
3. 環境関連の法規、条例及び協定、当社が同意するその他の要求事項を順守し、自主基準を策定して環境保護に取り組む。
4. 当社の事業活動における環境影響を考慮して、以下を重要項目として取り組む。
 - (1) 環境に配慮した製品づくりを行う。
 - (2) 事業活動に伴う産業廃棄物の減量化、再資源化及び適正処理化を行う。
 - (3) 原材料及び燃料・エネルギーの消費効率を高め、製造時の環境保護を図る。
 - (4) 製品／部品の物流時における輸送効率の向上及び梱包資材の削減に努め、環境負荷を低減する。
5. この環境行動指針は、社内教育及び啓蒙活動を通じて全従業員及び全構内業者に周知するとともに一般にも開示する。

上記、環境行動指針にもとづき、技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を設定するとともに定期的に見直し、環境パフォーマンス向上を目指して、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図る。

3. グリーン調達方針

3.1 目的

当社は環境を重視した事業活動を行うため、環境負荷の少ない製品・部品・原材料の調達や、環境負荷低減活動を推進しておられる取引先様との優先取引などの「グリーン調達」を推進します。

当社は、本ガイドラインに基づいて、取引先様と環境の保全と調和に対する課題と情報を共有し、相互協力を行いながら環境保全活動に取り組みます。

3.2 適用範囲

本ガイドラインは原則として、当社が調達するすべての製品・部品(材料・部品・副資材・付属品・包装材・設備等を含む)およびサービス(工事・物流等)に適用します。また、当社のお客様からのご要求により、個別の基準を設ける場合もあります。

4. 取引先様へのお願い事項

4.1 全ての取引先様へのお願い事項

4.1.1 法令遵守

化学物質規制や廃棄物の適正処理などの環境関連法令の遵守の徹底をお願いします。

なお、本ガイドラインおよび関連文書に定めのない物質等であっても、別途の法規制等が適用される場合は、そちらが優先されるものとします。

4.1.2 環境管理体制の構築

取引先様におかれましては、環境負荷低減活動を組織的・継続的に行なうために、環境管理体制の構築をお願いします。

また、取引先様の環境管理体制の整備のためにISO14001、KES、エコアクション21等、外部認証機関による環境マネジメントシステムの認証取得をお願いします。

認証取得状況は、取引先評価の判断基準のひとつといたします。

4.1.3 環境負荷低減活動の実施

当社では、環境方針に基づき、廃棄物の減量化や、事業活動に伴う燃料・エネルギーの消費効率を高める活動に取り組んでおります。

取引先様におかれましても、環境負荷低減活動に取り組んでいただきますよう、お願いします。

取引先様における環境負荷低減活動の状況は、適宜、当社にて調査させていただき、その結果は取引先評価の判断基準のひとつといたします。

【環境負荷低減活動の例】

- ① 材料(資源)使用量の削減
- ② 梱包材・包装材の削減

- ③ 環境負荷物質の削減・代替品の採用促進
- ④ 再利用・リサイクル
- ⑤ 省エネルギー・温室効果ガスの排出量削減
- ⑥ 廃棄物削減
- ⑦ 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動の防止
- ⑧ 部品や原材料にグリーン調達基準を適用

4.2 当社製品に使用する製品・部品等を納入する取引先様へのお願い事項

4.2.1 使用禁止化学物質の非含有

当社発行の「製品含有化学物質管理対応ガイドライン」中の「禁止物質リスト」に定める各物質を含有していないことを必須条件とします。

使用禁止化学物質の非含有を確実にするため、全ての取引先様には、「禁止物質の不含有宣言書」を提出していただきます。

なお、対象物質と規制値等につきましては、国内外の法規制等の改正や動向により、適宜、見直しを実施します。

4.2.2 製品含有物質調査への協力

当社発行の「製品含有化学物質管理対応ガイドライン」中の「管理物質リスト」に定める各物質については、含有禁止ではありませんが、対象物質の質量・含有率・使用用途・含有部位等を把握し、当社指定の様式にて報告していただきます。

報告が必要な製品・部品と報告の方法の詳細につきましては、別途の定めによるものとします。

なお、対象物質と規制値等につきましては、国内外の法規制等の改正や動向により、適宜、見直しを行います。

4.2.3 省資源・省エネルギー製品の提供

当社では、以下のとおり、製造時、廃棄処分時において、エネルギー使用量の少なく、環境負荷の小さい製品・部品を優先的に選択し調達いたします。

取引先様におかれましては、法規制の有無等に関わりなく、調達品の環境負荷の低減に努めていただきますよう、お願いします。

- ① 使用時、長期間の使用に耐え、資源、エネルギーを節約できる製品・部品を優先的に選択し、調達します。
- ② 再利用が容易な材料を用いている、あるいは廃棄処分時に材料を分別しやすく再利用が容易な製品・部品を優先的に選択し、調達します。
- ③ 廃棄処分量が少ない製品・部品を優先的に選択し、調達します。
- ④ 自然環境に還元しやすい製品・部品を優先的に選択し、調達します。

以上